

居宅介護支援事業所 管理者 殿

笠間市高齢福祉課

「令和 7 年度前期分」居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算について（通知）

日頃より本市の保健福祉行政に御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、表題の件につきまして、当該減算適用の可否を判定するため、下記の内容をご確認いただき、「チェックシート」等関連書類のご提出をお願いいたします。

記

1. 今回の特定事業所集中減算に係る概要

- (1) 判 定 期 間 令和 7 年 3 月 1 日から令和 7 年 8 月 3 1 日まで
- (2) 減算適用期間 令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- (3) 提 出 期 限 令和 7 年 9 月 1 2 日（金）必着
- (4) 提 出 書 類 ※ 「居宅介護支援における特定事業所集中減算チェックシート」及び正当な理由に
応じた必要書類

※別紙「特定事業所集中減算を適用されない居宅介護支援事業所に係る基準及び必要書類」参照

2. 当該減算の要件・留意事項等

- (1) 当該減算の要件は、**正当な理由なく**当該指定居宅介護支援事業所において前 6 月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた、「**訪問介護サービス等※**」の提供件数のうち、同一の「訪問介護サービス等」に係る事業者によって提供されたものの占める割合が **100 分の 80** を超えている場合、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援費のすべてについて、月 200 単位を所定単位数から減算するというものです。
- (2) 集中減算適用になる場合や、集中減算から外れる場合は、「**介護給付費算定に係る体制等に係る届出書**」と「**介護給付費算定に係る体制等状況一覧表**」も併せて提出してください。
- (3) 「正当な理由」の範囲については、笠間市が地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案し、適正に判断することとされていることから、各事業所において理由を記載した場合であっても、市長が不適当と判断し、減算を適用することがあります。
- (4) 提出期限までに届出を行わなかった事業所については、「正当な理由」の有無に関わらず、減算適用となりますのでご留意願います。
- (5) 算定に当たっては、同一法人格を有する法人単位で判断します。

※対象サービス等について

・訪問介護 ・通所介護及び地域密着型通所介護 ・福祉用具貸与

3. 備考

(1) 添付資料

- ① 特定事業所集中減算を適用されない居宅介護支援事業所に係る基準及び必要書類
- ② 居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算チェックシート

様式等につきましては、笠間市HPにも掲載しておりますので、ご利用ください。

(ホーム> 市民生活> 福祉・介護> 介護保険(事業所向け)> 介護給付費算定に係る体制等(加算)に係る届出について【地域密着型サービス以外】 ページ最下部にあります)

HPアドレス：<http://www.city.kasama.lg.jp/page/page007238.html>

二次元コード：



【提出先及び問い合わせ先】

笠間市役所高齢福祉課 介護G

担当：浮田

電話：0296-77-1101 (内線 171)